

横浜駅東口地下駐車場管理規程

横浜新都市センター株式会社

2020年4月1日改正

横浜駅東口地下駐車場管理規程

昭和55年	8月	4日	制 定
昭和59年	3月	6日	一部改正
昭和60年	9月	30日	一部改正
昭和62年	4月	1日	一部改正
昭和63年	4月	1日	一部改正
平成元年	4月	1日	一部改正
平成3年	7月	1日	一部改正
平成4年	12月	1日	一部改正
平成22年	8月	19日	一部改正
2019年	10月	1日	一部改正
2020年	4月	1日	一部改正

横浜駅東口地下駐車場管理規程を次のとおり定める。

横浜駅東口地下駐車場管理規程

1. 名 称

横浜駅東口地下駐車場

所在地：横浜市西区高島二丁目16番、18番1

2. 駐車場管理者

(1)所在地：横浜市西区高島二丁目12番6号

(2)法人名：横浜新都市センター株式会社

(3)電 話：045-453-2611(代表)

(4)代表者：取締役社長 小 谷 昌

目 次

第1章	総 則	・ ・ ・ ・ ・	3 ～ 4
第2章	駐車場の利用	・ ・ ・ ・ ・	4 ～ 6
第3章	駐車料金及び駐車料金の算定等	・ ・ ・ ・ ・	6 ～ 7
第4章	引き取りのない車両の措置	・ ・ ・ ・ ・	7 ～ 8
第5章	保管責任及び損害賠償	・ ・ ・ ・ ・	8 ～ 9
第6章	雑 則	・ ・ ・ ・ ・	9
	附 則	・ ・ ・ ・ ・	10

第1章 総 則

(通 則)

第 1 条 横浜駅東口地下駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第 2 条 駐車場の利用者(同乗者を含む。以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第 3 条 駐車場の営業時間は、毎日6時から24時までとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断により営業時間を変更することができる。

(時間制利用の利用期間)

第 4 条 駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用は除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第 5 条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車両の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生のおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 駐車場の工事、清掃、消毒その他管理上必要があると認められる場合
- (4) 横浜市担当部署より営業休止を命じられた場合
- (5) 前各号に掲げる事項以外の他、やむを得ない事由があると認められる場合

(駐車できる車両)

第 6 条 駐車場に駐車することのできる車両は、次の各号に定める車両とする。

- (1) 平面駐車にあつては積載物又は取付物を含めて、長さ6.0m、幅2.05m、高さ2.1m及び重量2.3トンを超えないものに限る
ただし、荷捌車にあつては、高さ2.5m及び重量4.0トンを超えないものに限る
- (2) 2段式機械駐車にあつては、積載物又は取付物を含めて、長さ4.7m～5.6m、幅1.95m～2.05m、高さ1.5m～2.0mの範囲及び重量2.3トンを超えないものに限る

- (3) 3段式機械駐車にあつては、積載物又は取付物を含めて、長さ4.7m、幅1.75m、高さ1.55m～2.0mの範囲及び重量2.3トンを超えないものに限る

第2章 駐車場の利用

(駐車場の入出等)

第7条 利用車両が入場するときは、駐車場入口において発行される駐車券を受領して入場する。

- 2 利用車両が出場するときは、事前精算機又は出口精算機において所定の駐車料金を支払ってから出場する。
- 3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、発券機及び精算機にて定期駐車券の確認を受けた後、入出場するものとする。
- 4 駐車場貸し出しサービスakippa(アキッパ)等による利用者は、入場の際、駐車券発券機に設置されたインターホンにより管理者に会場したことを伝えてから入場すること。
また、出場の際は、管理者に出場する旨を伝えた後、出場すること。
- 5 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、道路交通関係法令の定めに従うほか次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 駐車場内では、時速8km以下で徐行運転をすること
- (2) 駐車場内では追い越しは行わないこと
- (3) 駐車区画から出庫する車両の通行を優先させること
- (4) 駐車場内では警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
- (5) 駐車場内では標識の表示又は管理者の指示に従うこと

(遵守事項)

第10条 利用者及びその関係者は、前条に掲げるものの他、駐車場において次の事項を守らなければならない。

- (1) 引火物、危険物の持ち込み、場内で喫煙したり、火気を使用しないこと
- (2) 車両を駐車させる場合は、駐車区画の白線内に駐車させること
- (3) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること
- (4) 駐車車両内にペット、貴重品等を残置しないこと

- (5) たばこの吸い殻、紙くず、空き缶、大型廃棄物その他不潔な物品を捨てないこと
 - (6) 他の利用者の車両の通行を妨害する行為及び迷惑となる行為をしないこと
 - (7) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をしないこと
 - (8) 駐車場で宿泊しないこと
 - (9) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと
- ただし、上記各号のうち、管理者がやむを得ない事情と判断した事項については、この行為を認める場合がある。

(駐車拒否等)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合、入場を停止するほか次の場合には駐車を拒否し、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物又は他の車両及びその積載物もしくは取付物を滅失し、毀損し、又は汚損する恐れがあるとき
- (2) 引火物、爆発物その他危険物を積載し、又は取り付けているとき
- (3) 著しい騒音や臭気を発生しているとき
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、又は液汁を出したり、こぼす恐れがあるとき
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき

(出場の拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出場を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由がないのに駐車券を提示しないとき
- (2) 利用者が支払いに応じないとき、又は定期駐車券を提示しないとき
- (3) 第14条に規定する措置をとるため必要があるとき

(交通事故等の届出)

第13条 利用者は、次の場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場において交通事故をひき起こしたとき
- (2) 場内の施設、器物、他の車両及びその積載物もしくはその取付物等に損傷を与えたり、き損又は汚損させたときは直ちに管理者に届け出ること
- (3) 駐車場内の車両、その車両の積載物もしくは取付物の異常を発見したとき

(事故に対する措置)

第14条 管理者は、駐車場において事故が発生し、又は発生する恐れがあるときには車両の移動、通行止等速やかに必要な措置を講じることができる。

(駐車券を紛失した場合の手続き)

第15条 利用者は、駐車券紛失時は直ちに管理者に申し出るものとする。

その際、管理者は、入庫日時、車両登録ナンバー、その他必要事項等について聞き取りを行う場合がある。

第3章 駐車料金及び駐車料金の算定等

(駐車料金)

第16条 時間制駐車料金、回数券及び定期駐車券料金ならびに駐車場貸し出しサービス等による駐車料金は第16条別表のとおりとする。

(定期駐車)

第17条 定期駐車券を発行する場合には、利用者よりあらかじめ定期駐車券申込書の提出を受けた後、可否を決定する。ただし、定期駐車券の発行数については駐車場の利用状況に応じて決定する。

2 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車券申込書に記載された了承事項のほか以下に定めるところによる。

- (1) 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない
- (2) 駐車場が満車であるときは定期駐車券所持の利用者であっても駐車を断る場合がある。この場合においても定期駐車料金の割り戻しは行わない
- (3) 定期駐車券は、基本的には1か月単位とし、月の途中における定期券の解約については既納した定期券料金の払い戻しは行わない
- (4) 定期駐車券利用者がその有効時間又は有効期間を超えて駐車場を利用した場合は、超過時間の駐車料金の算定は第16条の規定による
- (5) 定期駐車券利用者が月の途中において車両を変更する場合は、速やかに管理者に届け出てその承認を得なければならない
- (6) 定期駐車券利用者が駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来す恐れがある場合、管理者は、定期駐車契約を解除することができる

(不正利用者に対する割増金)

第18条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは、所定の駐車料金のほかにその2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が次の各号により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車券申込書に記載した車両以外の車両の駐車について管理者に許可を

得ないまま定期駐車券を利用した場合

- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効時間以外の時間で定期駐車券を不正に使用した場合

(駐車料金の改定)

第19条 駐車料金については、公租公課の増減、社会の経済情勢の変動その他の事由により改定の必要が生じたときは、第16条別表の額を上限とし管理者が定める。

その場合、既に発行している回数券及び定期駐車券については、その有効期間内においては改定料金は適用しない。

第4章 引き取りのない車両の措置

(引き取りの請求)

第20条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合、又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間満了、解約又は契約解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合、管理者はこれら利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する期日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

- 2 管理者は、前項の場合において利用者が車両の引き取りを拒み、もしくは引き取ることが出来ない場合、又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは自動車車検証に記載された所有者及び使用者(以下「所有者等」という。)に対して通知、又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する期日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。

この場合において所有者等は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものと判断して管理者に対して車両の引き渡しその他の異議または損害賠償等の請求の申し立てをしないものとする。

- 3 前2項の引き渡し請求を書面により行う場合は、管理者が指定するまでに引き取りが実行されない場合には、引き取りを拒絶したものとみなす旨の記述を付記することができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は当該車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第21条 管理者は、前条第1項の場合において利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において車両(車内を含む)を調査することができる。

(車両の移動)

第22条 管理者は、第20条第1項の場合において管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知し、又は駐車場において掲示して車両を他の場所へ移動することができる。

(車両の処分)

第23条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、もしくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合において利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りを催告したにもかかわらずその期限内に引き取りがなされないときは、催告した日から3か月を経過した後、利用者に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で公正な第三者を立ち合せて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

この場合においては、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両保管に要する費用を含む)に満たないことが明らかである場合は、利用者に対して通知し又は駐車場において掲示して予告した上で引き取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し、又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金及び車両の保管、移動ならびに処分のため要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第24条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両を入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して)車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第25条 管理者は、車両保管にあたり第28条の規定による場合、及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失、又は損傷について

当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第26条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第27条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第14条の規定による措置

(利用者に対する損害賠償等の請求)

第28条 利用者は、故意又は過失によりこの駐車場の諸設備又は駐車中の他の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。

- 2 管理者は、利用者がこの駐車場の諸設備に損害を与え、利用者負担において修理を行う場合、事故処理対応に要した人件費相当額分等の費用負担を利用者に求めることができる。

第6章 雑 則

(荷捌車の通行)

第28条 荷捌所を利用する車両の駐車場内の通行については、特に指定された場所、及び車路を厳守しなければならない。

(その他)

第29条 この規程に定めのない事項については、関係法令の規定に従って処理するものとする。

附 則

この規程は、昭和55年11月 7日から施行する。

この規程は、昭和59年 4月11日から改正施行する。

この規程は、昭和60年 9月30日から改正施行する。

この規程は、昭和62年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、昭和63年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成 元年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、平成 3年 7月 1日から改正施行する。

この規程は、平成 4年12月 1日から改正施行する。

この規程は、平成22年 8月19日から改正施行する。

この規程は、2019年10月 1日から改正施行する。

この規程は、2020年 4月 1日から改正施行する。

「第16条 別表」

1. 時間制駐車料金(消費税を含む)

時間制駐車料金は下記の額を上限とする。

時間区分	料金
6時から24時まで 30分ごと	350 円
0時から6時まで 1時間ごと	350 円

2. 回数券(消費税を含む)

回数券の枚数及び料金は下記の額を上限とする。

枚数(1セット)	料金
30分券33枚綴	10,500 円

3. 定期駐車券(消費税を含む)

定期駐車券の料金は下記の額を上限とする。

種類	有効(供用)時間	通用期間	料金
全日	0時から24時まで (ただし、営業時間は6時から24時)	1 か月	83,500 円
昼間	8時から19時まで	1 か月	64,200 円
夜間	19時から8時まで	1 か月	45,000 円
荷捌	6時から24時まで (ただし、1回あたり30分以内)	1 か月	20,400 円

4. 駐車場貸し出しサービス等による駐車料金

駐車場貸し出しサービスakippa(アキッパ)等による1回あたりの駐車料金(利用時間等については、別途設定)は、現行の時間制駐車料金を上限として設定するものとする。

また、利用状況等を勘案し、月単位で随時、1回あたりの駐車料金を変更することができる。

5. 料金の払い戻し等

納入後の料金の払い戻しは行わない。ただし、定期駐車券利用車両が第5条に該当して7日間以上にわたる供用休止したときは、日割計算により算出し、その料金の払い戻しを行う。